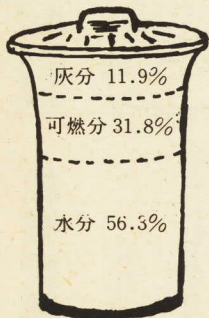


たえまなく到着する市内のごみ(処理場)



平均的ごみの組成比率



水分五六・三%といっても、これはくたものなわけではありません。各家庭から出されるごみの平均的水分の含有量のことです。この水分は、いままでもなく台所から出るごみに含まれているものですが、このような台所のごみは、これから気温があがるにしたがって、ますます水分の比率が高くなり、まさに水つけのごみとなつてきます。これに加えて、ビニールやプラスチックなどの焼却炉をいためやすい化学製品も多く混ざり、さらには、むき出しのままのカミソリの刃から発熱の恐れがあるスプレアの缶などまで投げ入れてあったのでは現代のごみが、いかに燃えにくく、その危険性まであるかがわかっていただけたと思います。

一方、使い捨て時代を反映した耐久消費財の排出も多く、十分使えます。古くは、型がすこし古くなった、性能の良いものが二倍以上の増加となり、このほかにも、事業所などから青果物や魚のこみ、廃材などが一日平均二二じゅうたんやいすを筆頭とする家具類が二千以上、電気器具類では、テレビの二百五十台をはじめとして、冷蔵庫、洗濯機、ステレオなど約九百点、そのほか自転車やオートバイなどを含めて二千四百点ほどが捨てられています。これらのごみは、各家庭から約五千の搬出場所に出され、市ではこれを四十一台の収集車で集めて川のはらけ焼却場に一日五〇トン回りますが、一日に集めてくる量は、約一六七トンにのぼり、これを収集人口の一六五、五四〇人(本年一月現在で全人口の九七・七%)で割ると、市民一人が一日八九〇グラムのごみを排出していることになり、これは昭和四十年の一人当たり近くもかかることになり、これをせめて水切りを作業員の身にもなつて

ふえ続ける

ごみとの戦い

一か月の収集量一六七トン

欲しい主婦の協力

各家庭から出されたごみが、どのように処理されるか関心のある人は少ないと思います。一般家庭の場合、ごみを処理してもらおうにお金を払うわけではなく、週に二〜三回定期的に収集されるし、不燃物でも月に一回程度持っていってくれるとなれば、日常生活のごくあたりまえのこととして特に関心がないのは当然かもしれません。しかし、都市行政の中でごみのもつ意味は非常に大きく、もっとも悩ましい問題のひとつとなっています。健康的な市民生活の維持と美しい環境を守るために、一日として欠かすことのできないごみの処理は、むかしと違って排出量が増大し、これと比例してごみ質が多様になり、そしてますます処理しにくいものになっています。このために、処理施設の能力は低下し、経費はさらに増高するわけです。したがって、少しでもごみの良質化が望まれますが、これには家庭の主婦の協力がどうしても必要であり、そのためには、自分たちの身近な問題として考えていただかなければなりません。

せめて水切りを

作業員の身にもなつて

各家庭から出されるごみの水分の含有量は、いままでもなく台所から出るごみに含まれているものですが、これから気温があがるにしたがって、ますます水分の比率が高くなり、まさに水つけのごみとなつてきます。これに加えて、ビニールやプラスチックなどの焼却炉をいためやすい化学製品も多く混ざり、さらには、むき出しのままのカミソリの刃から発熱の恐れがあるスプレアの缶などまで投げ入れてあったのでは現代のごみが、いかに燃えにくく、その危険性まであるかがわかっていただけたと思います。一方、使い捨て時代を反映した耐久消費財の排出も多く、十分使えます。古くは、型がすこし古くなった、性能の良いものが二倍以上の増加となり、このほかにも、事業所などから青果物や魚のこみ、廃材などが一日平均二二じゅうたんやいすを筆頭とする家具類が二千以上、電気器具類では、テレビの二百五十台をはじめとして、冷蔵庫、洗濯機、ステレオなど約九百点、そのほか自転車やオートバイなどを含めて二千四百点ほどが捨てられています。これらのごみは、各家庭から約五千の搬出場所に出され、市ではこれを四十一台の収集車で集めて川のはらけ焼却場に一日五〇トン回りますが、一日に集めてくる量は、約一六七トンにのぼり、これを収集人口の一六五、五四〇人(本年一月現在で全人口の九七・七%)で割ると、市民一人が一日八九〇グラムのごみを排出していることになり、これは昭和四十年の一人当たり近くもかかることになり、これをせめて水切りを作業員の身にもなつて

あなたの声で明るい小田原市に

広報おだわら6月号から あなたのこえ わたしのこえ 欄を設けます

みなさんからの投書をお待ちしています

投書の方法

- ◇ 投書先
- ◇ 送付先
- ◇ 掲載

400字詰め原稿用紙1枚程度(多少の増減は結構です) 小田原市城内3-22 小田原市役所広報課 前月の16日からその月の15日までに到着したものを翌月の広報紙に掲載します。(なお、投書の数が多い場合は直接手紙等で回答することもあります) また、投書は必ず住所氏名を書いてください。紙上発表で匿名を希望する場合は『匿名希望』と書いてください。 ①建設的な意見、市民みんなが考えたい問題(美化・公害・公德心に関することなど市民生活をよくするためにみんなで考えたい問題やみんなに知ってもらいたい善行など)で個人的な中傷はおことわりします。 ②市役所への要望や質問(回答を必要とするものは回答もあわせて掲載します)



◇日常の消費生活についての意見・苦情など  
（モニター通信）

|                 | 件数<br>件 | 割合<br>% | 内 訳                   |                         |                 |                       |               |
|-----------------|---------|---------|-----------------------|-------------------------|-----------------|-----------------------|---------------|
|                 |         |         | 賛 辞<br>件              | 苦 情<br>件                | 要 望<br>件        | 意 見<br>件              | その他<br>件      |
| 応待・販売<br>サービス関係 | 57      | 42.9    | 食品関係3<br>衣料"1<br>その他3 | 食品関係16<br>衣料"5<br>その他12 | 食品関係4<br>その他4   | 食品関係3<br>衣料"1<br>その他4 | その他1          |
| 品質関係            | 26      | 19.5    |                       | 食品関係16<br>衣料"4<br>その他4  | 食品関係2           |                       |               |
| 衛生・管理<br>関係     | 18      | 13.5    |                       | 食品関係12                  | 食品関係4           | 食品関係1                 | その他1          |
| 計量関係            | 5       | 3.8     |                       | 食品関係4                   | 食品関係1           |                       |               |
| 陳列・値札・<br>表示関係  | 15      | 11.3    |                       | 食品関係2<br>衣料"1<br>その他2   | 食品関係8<br>衣料"2   |                       |               |
| 価格関係            | 6       | 4.5     |                       | 食品関係1<br>衣料"1<br>その他1   | その他1            | 食品関係1<br>その他1         |               |
| その他             | 6       | 4.5     |                       | その他1                    | その他1            | 食品関係1<br>その他1         | その他2          |
| 計               | 133     | 100     | 7 件<br>(5.3%)         | 82 件<br>(61.6%)         | 27 件<br>(20.3%) | 13 件<br>(9.8%)        | 4 件<br>(3.0%) |

# 市外購入は過去最少

## — 消費生活モニターの結果 —

市が昨年七月から、ことし三月まで行なった昭和四十七年度小田原市消費生活モニターの結果や買物状況の結果がまとまりました。モニターは、市内各地区の主婦五十人のかたで、消費生活についての意見、要望などを寄せていただいたほか、日常の買物について、購入品数および金額、購入地域、利用店舗形態、市外流出動向、購入時の心理や商品知識などの実態を調査していただきました。

その結果、今回の傾向として次のような点があげられます。

一、昭和四十四年ころから減少しつづけている市外購入は、今回も引き続き減少し、過去の中でも七・八%と最も少なくなりました。

二、市外購入の場合は、県内・県外をとおして東京が相変わらず第一位の消費地となつていますが、今回の一つの特徴としては、過去と比べて市外購入の中で、多岐にわたるスーパー・ストアを中心とする大幅な消費増大が目立ち、東京について第二位となった点があげられます。

三、利用店舗の割合は、市内では小売店の利用が圧倒的で七割以上が小売店で消費されて

### ◇商品をどの地域に買いに出かけているか （1世帯平均）

| 品 目       | 市 内     |       | 市 外    |       |
|-----------|---------|-------|--------|-------|
|           | 金額（円）   | 割合（%） | 金額（円）  | 割合（%） |
| 青 果 物 類   | 4,863   | 5.3   | 100    | 1.3   |
| 食 肉 類     | 9,803   | 10.7  | 45     | 0.6   |
| 鮮 魚・貝 類   | 3,789   | 4.2   | 64     | 0.8   |
| 酒・調 味 料 類 | 3,040   | 3.3   | 125    | 1.6   |
| 菓 子・パ ン 類 | 1,744   | 1.9   | 214    | 2.8   |
| その他飲料食品類  | 13,908  | 15.2  | 866    | 11.2  |
| 日用品・雑貨類   | 11,083  | 12.1  | 1,512  | 19.6  |
| 身 辺 細 貨 類 | 2,920   | 3.2   | 506    | 6.5   |
| 医 薬・化粧品類  | 1,830   | 2.0   | 41     | 0.5   |
| 衣 料 品 類   | 8,675   | 9.5   | 2,721  | 35.2  |
| 書籍・文具楽器類  | 3,418   | 3.8   | 133    | 1.7   |
| そ の 他     | 26,325  | 28.8  | 1,404  | 18.2  |
| （計）       | 91,398円 | 100%  | 7,731円 | 100%  |

## 消費生活モニターを募集

締切りは六月二日

- 市では生活の状況を調べたり、消費者の意見を聞くためのモニターを、広くみなさんから募集します。
- ◇募集人員  
五十名（応募者多数の場合は、地域その他によって選考します。）
- ◇応募資格  
1 市内にお住まいの二十歳から五十歳までの主婦。  
2 原則として家族員数三名以上の一般サラリーマン家庭のかた。  
3 来年度三月まで他市へ転出する予定のないかた。  
4 市が招集する会議、講座等に必ず出席のできるかた（年四回くらい）。
- ◇任期  
七月一日から来年度三月三十一日まで。
- ◇仕事の内容  
1 日常の生活に関する意見、苦情等をそのつど通信。  
2 アンケートへの回答。  
3 買物調査（十月の一月間、買物状況を記入）。
- ◇応募方法  
ハガキに①住所 ②氏名 ③年齢 ④世帯主氏名と世帯主職業 ⑤家族員数 ⑥電話番号を記入のうえ、市役所商工課（城内三の二）までお申し込みください。
- ◇応募締切り  
六月二日
- ◇モニター決定通知  
モニターを依頼することに決まったかた及び選考もれのかたとも、六月下旬に書面で通知いたします。
- ◇謝礼  
モニター業務を完了されたかたには謝礼をさしあげます。なお、不明の点は商工課（電話二二二）へお問い合わせください。

### ◇どのような割合で消費しているか

| 種 別    | 割 合（%） | 備 考                     |
|--------|--------|-------------------------|
| 食 料 費  | 38.9   |                         |
| 被 服 費  | 14.0   | 身のまわり品を含む               |
| 居住・光熱費 | 13.5   | 雑貨、家具、電気、ガス、水道等         |
| 雑 費    | 33.6   | 交通費、教育費、医療費、サービス料金、娯楽費等 |

## 農業振興地域を指定

本年中に計画を具体化

なお、モニター通信を除き、十月の一月間の結果です。（七・八%）

市では、かねて県知事から「農業振興地域の整備に関する法律」いわゆる農業振興法に基づき、農業振興地域の指定について、意見照会をうけ、市内の農業関係団体等と協議を行ないながら事務手続きを進めてきましたが、このたび三月三十日付けで、県知事から県公報によってその指定がなされました。

この制度を要約しますと、

①今後農業の振興を図るべき地域を明らかにし、

②その地域のなかで農用地区域を決定し、

③近代的な農業を行なう条件である土地基盤、施設の整備促進等によって、

総合的に農業の振興を図ろうとするものです。

このたび指定を受けた地域は、都市計画法の市街化調整区域のうち西部山林地帯等を除く約七〇パーセントにあたりますが、本年中に具体的な整備計画を策定することとなり、農用地の指定は、本市農業の将来における方向づけを定めておこなう重要な問題でありますので、各農協等とも十分

### 川瀬さんらを表彰

身体障害者福祉運動月間に市では、四月二十一日に重度の障害を克服した自立更生者などを表彰し、祝福しました。

表彰されたかたは、重度の障害にもめげず立派に社会復帰をされた自立更生者、また、障害者の家族で療育や自立更生に献身された家族功労者、さらに、心身障害者の援助に保護者の立場から尽された援助功労者のかたです。

（敬称略）

○自立更生者表彰  
川瀬真雄 五十五歳 酒匂  
石川豊江 四十歳 酒匂

○家族功労者表彰  
石川豊江 四十歳 酒匂

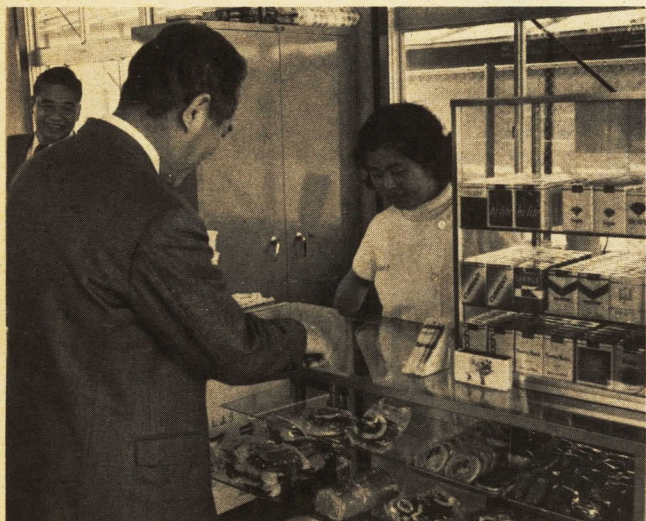
○援助功労者表彰  
明倉修一 五十五歳 南町

## 水道施設見学のご案内

6月1日～7日は水道週間です。市ではこの週間の行事として、次の要領で水道施設の見学会を行います。

希望される方はお申し込みください。

- 1 見学の日時 6月4・5・6日（いずれも午後0時45分市役所集合・4時35分解散）
- 2 見学の順路 市役所正門——第3水源地——高田浄水場——小田原駅
- 3 申し込み方法 電話で水道部庶務課に申し込んでいただきます。☎-1181
- 4 申し込み期限 5月21日 午後5時まで
- 5 参加人員 120人（先着締切り）



## 青果市場に売店

心障者団体が経営

小田原市心身障害者福祉団体連絡協議会（会長・芹沢謙三さん）七団体、会員・二二〇〇人）は、小田原市公設青果地方卸売市場に売店を開きました。

この会は、以前から心身障害者の雇用促進をはかり自主財源を確保するために、収益事業に力を入れており、昭和四十七年一月から市青果市場に売店を営営していましたが、このたびの開店によってますます、心身障害者に自信と意欲を与えることと期待されます。

なおこの会は、市内の身体障害者、身体障害児及び精神薄弱者の保護者などが、福祉の増進をはかることを目的として創立した団体で、主な事業は構成団体の育成・指導、心身障害者の共通問題についての調査・研究などを行なっています。



# 限度額引き上げなど

## 融資制度の充実をはかる

市では四月一日から融資制度の充実を図るため、運転資金を除き、融資限度額を百五十万円に引き上げるとともに、融資期間四年を五年に延長しました。

### 中小企業中元歳末資金

五月一日から融資限度額を百五十万円に引き上げるとともに、金利を無保証、年七・二五％に、保証付、年七・〇％に引き上げました。

市内で中小企業を営営されているかたで商品や原材料の仕入れ、機械の新設、店舗や工場の増改築などのために資金の借入れが必要なかたはご利用ください。

### 資金融資のとき、神奈川信用保証協会に払いこまれる信用保証料の一部を市が補助し、その負担を軽減するため、信用保証料補助の制度を設けてありますので、あわせてご利用なさることをおすすめします。

### 中小企業小口資金

・利用資格 市内に店や工場などがある中小企業者で、次の要件に該当するかた。

- ①市に一年以上居住し、一年以上同じ事業を継続して営んでいること
- ②市税を滞納していないこと
- ③返済能力があること
- ④この資金の保証人になっていないこと
- ・資金のつかいみち 運転資金、設備資金、運転設備併用資金
- ・限度額 五十万円以内
- ・運転資金 五十万円以内
- ・設備資金 五十万円以内
- ・運転設備併用資金 五十万円以内
- ・期間と返済方法 運転資金 三年以内
- ・設備資金・運転設備併用資金 五年以内
- ・取扱い期間 五月一日から八月三十一日まで
- ・歳末資金 十月一日から十二月三十一日まで
- ⑤中小企業信用保証料補助 (いずれも六カ月のすき置を含む。一括または分割返済)
- ・利率 年六・九％
- ・担保と保証人 担保は必要とせん
- ・保証人は一人以上必要です。信用保証 必要に応じてつけます
- ・申込先 市役所商工課



## 酒匂浜公園が完成

この公園は、国道1号線と防波堤酒匂字大浜(69の23)との間にある海浜地約2,400平方メートルを国から借り受け、420万円をかけて整備したもので、4月1日から開園しました。

園内には、滑り台・ブランコ・ジェットジム・ローラー・スケートリンク・緑地帯などがありますが、今年はさらに植樹を行ない、より緑の多い公園にしたいと計画しています。

子供の安全な遊び場としてご利用ください。

なお市では、このような公園を今後も造成して行きたいと考えています。

④同小企業事業資金  
・補助率 神奈川信用保証協会に払いこんだ保証料の三分の二(ただし限度額三万円)  
・申込先 資金の融資を受けた金融機関  
・その他 金利の引き下げや金融についておわかりにならない点は、市役所商工課振興係(電話二二二)へおたずねください。

### 創立十周年を祝う

#### 聴覚言語障害者福祉会

この会(会長 瀬戸朝義さん、会員二八人)は、市内の聴覚言語障害者の親睦と福祉の増進を目的として、昭和三十八年に創立され、この四月二十日に市民会館で創立十周年の記念式典を行いました。この式典では、功労会員

## 五〇・六％の加入率 小田原市交通災害共済

市では、三月から昭和四十八年度交通災害共済の、継続加入および新規申し込みについて、各自治会等を通じて、取りまとめをお願いしていましたが、四月十四日現在で、五〇・六％の加入をみる事ができました。

これは昭和四十七年度の四九・〇％を上回るもので、この共済制度に対する関心が深まったこととあわせて、各自治会のお骨折りによるものと感謝しています。

しかしながら、まだ市民の約半数の方は、未加入であり、こんなにのますます悪化する交通事情を考えると、万一に備えて、また不幸にして事故にあわれた方を救う意味においても、未加入の方はぜひこの機会に加入されるよう、おすすめします。

なお五月に加入される場合は、掛金の月割計算によって十六歳以上二七五円、十六歳未満一〇円となりますので、現金を添えて、交通対策課又は各支所にお申し込みください。

特別展  
「第2回絵馬展」  
5月1日から5月30日まで  
天守閣中4階

## 自治会長(地区嘱託員)きまる 災害通報の責任者にも

このほど、各地区自治会の本年度役員の変更が終わり、自治会長二一五人がきまりました。

市では、これらの自治会長を四月一日付けで、地区嘱託員と広報委員に、またあわせて災害発生通報責任者にも委嘱しました。

今後これらのかたには、地区住民の福祉増進、地域の発展向上に尽力していただくとともに、広報広聴など市の地区行政についても協力願うことになっていきます。

さらに、災害が発生した場合とか、発生しそうな場合にはその正確な状況を市の災害対策本部に通報していただくことになっていきますので、市民の皆さんもこのような場合には、自治会長にお知らせ願います。

なお各自治会の連合組織である自治会総連合の会長には杉山米吉(万年)、副会長 金子利治(富水) 飯田嘉幸(橋北)、会計山室欽一(緑)、理事府川米吉(大窪) 川久保正男(下府中) 高田正作(豊川) 山崎満(久野)、監事鈴木留吉(下府中) 亀井二郎(宮子)の各氏がそれぞれ選任されました。

★は、地区自治会連合会長(広報委員長)です。(敬称略)

- 緑  
★1区 山室欽一 2区 小林清  
3区 松下七郎治 浦町 高島富好 4区 竹内万吉 5区 下田政雄 6区 下田市五郎 銀座 山田鶴造  
新玉  
台宿 武田良作 大工町 石綿進太郎 ★9区 村上金蔵 10区 二見重雄 11区 竹縄倉造 12区 川島太郎 19区 高田喜久三 20区 須山幸之助 20区 2野沢正蔵  
万 年  
15区 湯川半司 ★16区 杉山米吉 17区 須藤友平 18区 中津川島太郎 19区 高田喜久三 20区 須山幸之助 20区 2野沢正蔵  
幸  
★21区 戸塚高治 22区 平沢金作 23区 佐野富雄 24区 市川三郎 25区 松本末吉 26区 川口敬次郎 27区 伊藤幸次郎  
十 字  
★28区 鈴木利八 29区 片野正夫 30区 八幡平 31区 市川邦雄 32区 井村智昭  
足 柄  
宮本 窪倉明 坂下 松浦徳平  
久 野  
★33区 山室欽一 34区 安間伊一 35区 田中貨蔵 36区 内田祝万 37区 神田庫之輔 38区 亀井二郎 39区 府川道雄 40区 山崎辰之助 41区 片野三朗  
二 川  
★42区 山口辰治 43区 宮田正太郎 44区 内藤隆正 45区 奥津章次 46区 飯田正蔵 47区 飯田正蔵 48区 飯田正蔵 49区 飯田正蔵 50区 飯田正蔵  
富 水  
★51区 鈴木利八 52区 片野正夫 53区 八幡平 54区 市川邦雄 55区 井村智昭  
早 川  
★56区 鈴木利八 57区 片野正夫 58区 八幡平 59区 市川邦雄 60区 井村智昭  
大 窪  
★61区 鈴木利八 62区 片野正夫 63区 八幡平 64区 市川邦雄 65区 井村智昭  
上 府 中  
★66区 鈴木利八 67区 片野正夫 68区 八幡平 69区 市川邦雄 70区 井村智昭  
下 府 中  
★71区 鈴木利八 72区 片野正夫 73区 八幡平 74区 市川邦雄 75区 井村智昭  
下 府 中  
★76区 鈴木利八 77区 片野正夫 78区 八幡平 79区 市川邦雄 80区 井村智昭  
下 府 中  
★81区 鈴木利八 82区 片野正夫 83区 八幡平 84区 市川邦雄 85区 井村智昭  
下 府 中  
★86区 鈴木利八 87区 片野正夫 88区 八幡平 89区 市川邦雄 90区 井村智昭  
下 府 中  
★91区 鈴木利八 92区 片野正夫 93区 八幡平 94区 市川邦雄 95区 井村智昭  
下 府 中  
★96区 鈴木利八 97区 片野正夫 98区 八幡平 99区 市川邦雄 100区 井村智昭







# みなさんの健康コーナー

お問い合わせ …… 衛生課

(22) 1111へ

## ◆3種混合予防接種 (百日ぜき・ジフテリア・破傷風)

対象 (1期) 生後3カ月から6カ月までの赤ちゃん  
時間 午後1時30分～2時30分

| 月 日      | 会 場       |
|----------|-----------|
| 5月28日(月) | 井細田公民館    |
|          | 尊徳記念館     |
|          | 国府津小学校    |
| 5月29日(火) | 市体育館(市役所) |
|          | 豊川公民館(支所) |
|          | 橘公民館(支所)  |

※2期に該当される赤ちゃんは1期3回目です。1年から1年6カ月までの間で、個人通知は出ませんので、直接母子手帳をお持ちのうえ会場へおいでください。また、赤ちゃんの体温も測ってください。

## ◆乳児(7カ月児)健康診断

対象 昭和47年10月生まれの乳児  
時間 午後1時30分～2時30分

| 月 日      | 会 場    |
|----------|--------|
| 5月16日(水) | 衛生会館   |
| 5月17日(木) | 堀之内公民館 |
| 5月18日(金) | 下府中公民館 |
| 5月21日(月) | 国府津支所  |
| 5月22日(火) | 尊徳記念館  |
| 5月23日(水) | 衛生会館   |
| 5月24日(木) | 衛生会館   |

## ◆胃ガン集団検診

対象 40歳以上の一般市民  
受付時間 午前8時から10時まで

| 月 日      | 地 区                                | 場 所          |
|----------|------------------------------------|--------------|
| 5月26日(土) | 富水(45-1<br>螢生会、46.48<br>49.47区の一部) | 信用金庫<br>富水支店 |
| 6月8日(金)  | 東蓮正寺地区                             | 軽費老人<br>ホーム  |

## ◆日本脳炎予防接種

対象 希望者  
初回は3才児・55才～64才  
追加は4才児・55才～65才

| 会 場       | 1 回 目    | 2 回 目    |
|-----------|----------|----------|
| 板橋公民館     | 5月30日(水) | 6月6日(水)  |
| 下府中公民館    |          |          |
| 下曾我公民館    |          |          |
| 足柄小学校     | 5月31日(木) | 6月7日(木)  |
| 桜井小学校     |          |          |
| 橘公民館      |          |          |
| 山王公民館     | 6月1日(金)  | 6月8日(金)  |
| 尊徳記念館     |          |          |
| 酒匂小学校     |          |          |
| 片浦支所      |          |          |
| 新玉小学校     | 6月4日(月)  | 6月11日(月) |
| 町田公民館     |          |          |
| 富水小学校     |          |          |
| 市体育館(市役所) | 6月5日(火)  | 6月12日(火) |
| 豊川公民館     |          |          |
| 国府津小学校    |          |          |

(注) 初回は2回接種、追加は1回接種します。

## ◆ツベルクリン反応検査とBCG接種

対象 施設児を除く一般の生後6カ月以上の未就学児

| 会 場    | ツベルクリン   | 判定とBCG   |
|--------|----------|----------|
| 下府中公民館 | 6月13日(水) | 6月15日(金) |
| 足柄小学校  | 6月19日(火) | 6月21日(木) |
| 山王公民館  | 6月20日(水) | 6月22日(金) |
| 下曾我公民館 |          |          |
| 片浦支所   |          |          |

※以後の日程等は次号(6月号)でお知らせします。

## ◆婦人がん集団検診

対象 35歳以上の婦人  
受付時間 午前10時から  
午後1時から

| 月 日      | 地 区              | 場 所   |
|----------|------------------|-------|
| 5月29日(火) | 酒匂、小八幡<br>(除く大道) | 酒匂公民館 |

## ことばの教室だより

### 一口蓋裂とことばの障害

一口蓋裂というのは、生まれつき口と天井(妊娠3か月頃)に左右がくっついてしまっている状態です。口と舌の間に隙間が空いていて、舌が口から出ない状態です。口と舌の間に隙間が空いていて、舌が口から出ない状態です。口と舌の間に隙間が空いていて、舌が口から出ない状態です。

一口蓋裂の子どもの話し言葉の特徴としては、当然のことながら、(1)舌が口から出ない状態です。口と舌の間に隙間が空いていて、舌が口から出ない状態です。口と舌の間に隙間が空いていて、舌が口から出ない状態です。

## 教育研究所だより

### 中学生の悩み

(4)

人生についての悩みは、一年一〇・五％、二年七・五％、三年一五・八％となっています。また、宗教のことで悩むものは、一年三・四％、二年一・六％、三年一・五％を示しています。

## 松竹大歌舞伎 特別公演

第一 一条大蔵譚 一幕  
尾上梅幸

第二 お目見得口上 一幕  
市村万次郎

第三 新歌舞伎 紅葉狩  
坂東正之助

第四 天衣紛上野初花  
市村羽左衛門

とき 7月5日(木) ひる12時・よる17時  
ところ 小田原市民会館大ホール

観劇料 S席1,800 A席1,600 B席1,300  
自由席700

前売券発売日 6月1日(金)から  
主催 小田原市民会館事業協会

## 国民年金保険料を

忘れずに納めましょう

国民年金は、あなたの生活を守る制度です  
国民年金保険料は必ず納めて、老後をたのしくくらしましょう

## 国民健康保険料を

忘れずに納めましょう

毎月末日が納期です  
47年度保険料の整理期間は5月末日までです  
なにかのご都合で未納となっている保険料は、ぜひこの期間に納めてください



## 話題の広場

### 捨てるのはだれだ

山の傾斜地にだれかがごみを捨てた。大量の廃材だ。  
白砂の吹きだまりにだれかの捨てたごみがある。空  
缶から欠けたビンまでだ。  
川の中にもだれかがごみを捨てた。ひしゃげた長ぐ  
つや雨といなんかだ。  
だれが捨てるのか、みんな知らない。それでも確実  
に捨てられていく。  
ほとんどの人は、なんとか環境を守ろうと考えてい  
る。ことしから環境週間も設けられた。  
みんなが努力しているのに、だれかが汚すのだ。

### 夜間トラックで捨てられる山のごみ



↑海岸へ出るトンネルの中にも吹き寄せられた  
ごみがあった



↑この川はさかながないだろうなー



↑美と醜（夜桜を楽しんだあとは……）

## お知らせ

### 排水設備の 資格試験

市では、排水設備工事の責任技  
術者と技能者の資格試験を行な  
います。

受験を希望される方は、下水  
道部業務課へお申し込みくださ  
い。

試験月日  
五月二十五日

受付期間  
五月十一日から十七日まで

受験資格  
責任技術者 水道部給水装置  
工事責任技術者のかた  
技能者 水道部給水装置  
工事技能者のかた

試験  
責任技術者 筆記試験（下水  
道法規、設計、論文）  
技能者 実地試験（排水  
管の接合、インバートの施  
行）

受験手数料  
責任技術者 千円  
技能者 千円

受付場所  
小田原市城内一番二十二号  
市役所下水道業務課  
電話 〇二八六、二一八七

### 輸出関連の 緊急融資

国では、輸出関連の中小企業の  
かたがたに長期、低利の融資を九  
月末日までおこないます。

・利用資格  
(1) 指定業種の製造業（直接輸出  
で、青少年団体の、地域、職域で

と関係がなくても対象）  
指定業種についてはお問い合わせ  
ください。

(2) (1)以外の業種で輸出比率二  
〇%以上のかた。

・融資額 一千万円以内  
・融資期間 原則として四年以内  
・必要に応じて五年以内

・返済期間 二年以内  
・利率 年六・二%（ただし、四  
年目からは六・七%）

・資金の使われ方 滞貨、減産、  
その他経営の維持安定に緊急に  
必要な資金及び転業資金

・返済方法 原則として割賦（月  
賦）

なおこの申し込みには神奈川  
県商工指導センター小田原支所  
が発行する「輸出関連企業被害  
等確認書」の添付が必要です。

問い合わせ先  
神奈川県商工指導センター  
電話 〇三三五一  
小田原市役所商工課振興係  
電話 〇二二二  
国民金融公庫小田原支店  
電話 〇三七二五

### 「青年の船」に 参加しよう

「青年の船」とは、次代をにな  
う青年が、国際的な視野を広め、  
規律ある団体生活をおして心身  
を鍛錬する場です。たくさんのか  
たの参加をお待ちしております。

主催  
神奈川県および市町村

期間  
昭和48年10月8日（月）から23  
日（火）までの16日間

コース  
横浜—沖縄県—香港—大  
韓民国—横浜

利用船舶  
コラル・プリンセス号（英国  
籍一万吨）

参加人員  
全乗組員八〇名  
小田原市 一五名

参加資格  
日本国籍を有し県内に二年以上  
居住する昭和48年6月1日以前  
28年6月1日生まれの勤労青年  
で、青少年団体や、地域、職域で

### 清掃手数料は口座振替で

清掃課では、みなさんの便宜を図るため手  
数料の預金口座振替制度を行なっていますの  
で、ご利用をおすすめします。

なお手続きは簡単で申し込み用紙が市内の  
各金融機関、支所、清掃課にありますので、  
預金通帳にお届けの印鑑と最近の支払い済み  
領収書をお持ちになれば、その場で手軽に加  
入できます。

### ごみと尿の収集

ごみ収集  
日曜日以外は祝日も収集します。  
し尿収集  
日曜日、祝日は休ませていただきます。  
日曜と祝日が重なったときは、翌日も休  
みます。

### 消火器売り注意 不審なときは 消防に

最近、市内の各地で言葉たくみ  
に消火器を売りつける消火器セ  
ルスマンが横行しています。

販売している消火器は粉末消火  
器で、これらはいずれも国家検定  
合格品で効力のあるものですが、  
それを売るために、セルスマン  
は、「消防署（職員）」とか、  
「消防協会」などと、消防の公的  
団体の名前を使って販売したり、  
「消防署に頼まれて消火器の点  
検にきた」とあるいは「法律が変  
って家庭にも消火器を置かなけれ  
ばならなくなった」となどため  
な口実でたくさん売りつけていま  
す。このセルスマンはいずれも  
「一人名が町内をまわりま  
でお金儲けに利用ください。」

### 売 春 を なくす運動

五月二十四日は、売春防止法が  
制定された日です。全国では、こ  
の日を中心として十日間、いろい  
ろな運動がくりひろげられます。  
本市では、福祉事務所の業務と  
して専門の婦人相談員が婦女子の  
転落未然防止、並びに自立更生の  
ため、ご相談をうけておりますの  
で、お気軽にご利用ください。

青少年活動をしている人、または  
将来、青少年活動について指導的  
役割を果たすと思われる人  
を、次のことを呼びかけていま  
す。

(1) 消防署では、消火器はもとより  
あらゆる物品を販売するこ  
とはありません。

(2) 消防署では、特定の業者を指  
定したり、委託販売させるこ  
とはありません。

(3) 一般家庭では消火器を置かな  
いからといって法令などで罰  
せられることはありません。

(4) 消火器などについて不審の  
あるとき、その他火災予防の  
相談は、最寄りの消防署または  
消防本部予防課、電話〇二  
二五二に相談ください。



# 少年剣士 よ!! 集まれ

最近、しなやかで、まわしを  
行く少年剣士を数多く見かけま  
す。剣道熱は、非常に高まっ  
ます。この機に少年剣士を一堂に  
集め剣道大会を開催しますので奮  
って参加ください。

主催 小田原市教育委員会  
主審 小田原地区剣道連盟  
日時 6月17日(日)午前9時  
30分・競技開始  
場所 小田原市体育館  
参加対象 小田原市の小学校  
4年生から6年生と  
中学生の男子

種別 小学生の部(四年生の部  
・五・六年生の部)  
中学生の部の三部とする  
内容 個人高跳試合  
参加上の注意  
(1) 申し込みは直接体育課へ、  
電話では受け付けません。  
(2) 当日は、出欠席の確認のた  
め九時までに必ず受け付けを  
してください。

表彰  
全員に参加賞、各部の優勝者、  
第二位、第三位の者に賞状及び  
トロフィーを贈ります。  
申し込み期日  
五月三十一日(木)締切り  
あて先 小田原市本町一ノ五ノ  
十二 教育委員会体育課  
なお、くわしくは、体育課(電  
話三三三二)へ

市では、青少年の健全育成を目  
的とした青少年団体が、より活発  
な活動ができるよう、必要な用具  
を購入する費用の一部を補助いた  
します。

一、補助の対象  
○原則として、小中学生や二十  
歳未満の勤労青少年などがおも  
な構成員となつて活動している  
子ども会や各種の青少年団体。  
○団体結成後六ヵ月以上を経過  
し、用具を購入するための資金  
を積み立てていること。  
ただし、昨年度補助を受けた団  
体は除きます。

二、補助用具  
○音楽用品・テープレコーダー  
・ビデオ、鼓笛類など。

○8ミリ映写機、暗幕、トラン  
シーバー、積み木など  
○その他適当と思われる用品  
ただし、公民館、児童遊園など  
公共の施設に設置するものは除  
きます。

三、補助額  
用具購入見積額の二分の一と  
し、三万円を限度とします。

四、受付期間  
五月七日(月)から五月十  
五日(金)まで、くわしくは市  
青少年課育成係(電話三三三二  
一)にお問い合わせてくださ  
い。

## 生徒を 募集します 少女バレーボール教室

教育委員会では、少女を対象と  
したバレーボール教室の参加者を  
募集します。

これは相当数の参加者が予定  
されますのでお早めにお申し込み  
ください。

参加資格と募集人員 小学校4年  
から6年の女子一〇〇名  
日程及び時間 六月一日(土)三  
日(日)九日(土)十六日(土)  
十七日(日) 土曜日午後三時  
五時、日曜日午前九時十一時  
会場 未定

指導者 小田原地区バレーボール  
協会指導員  
申込受付期間 五月二十一日二  
十五日午前九時午後五時  
定員になり次第締めき  
ります。

参加資格と募集人員 小学校4年  
から6年の女子一〇〇名  
日程及び時間 六月一日(土)三  
日(日)九日(土)十六日(土)  
十七日(日) 土曜日午後三時  
五時、日曜日午前九時十一時  
会場 未定

## 夜間体育館の バレーボール教室

日ごろ、スポーツに接する機会  
の少ないかたに、比較的親しみや  
すいバレーボールでスポーツの楽  
しみを味わいながら、正しい知識  
と技能を習得してもらうために教  
室を開設いたします。

○対象 市内に住んでいるか通勤  
しているかた(ただし、小中学生  
及び高校生は除く)

○会場 市体育館  
○定員 男子五十人 女子五十人  
○開設期間 六月五日七月五日

日ごろ、スポーツに接する機会  
の少ないかたに、比較的親しみや  
すいバレーボールでスポーツの楽  
しみを味わいながら、正しい知識  
と技能を習得してもらうために教  
室を開設いたします。

○対象 市内に住んでいるか通勤  
しているかた(ただし、小中学生  
及び高校生は除く)

○会場 市体育館  
○定員 男子五十人 女子五十人  
○開設期間 六月五日七月五日

## 10校の体育館を開放

### 市民スポーツ活動の場

市では、社会体育施設の不足  
解消の一助として、小・中学校  
の体育館を市民のスポーツ活動  
の場とするために「市立学校体  
育施設(体育館)開放実施要  
綱」を設け、五校の体育館を指  
定し、開放していますが、本年  
度は新たに五校を開放するこ  
とにしました。

指定校については、学校の施  
設など、地域の実情を考慮し次  
の学校を指定しました。

指定校は、酒匂中学校 鴨宮中  
学校 橘中学校 泉中学校 白  
山中学校 白鷗中学校 芦ノ小  
学校 早川小学校 下曽我小学  
校 町田小学校の10校ですが、  
町田小学校については、プール  
許可を得る。

録された責任者がいる団体  
は、できない種目もあります。  
使用時間  
○平日は午後5時午後9時30  
分

使用の条件  
○種目はバレーボール、バスケ  
ットボール、バドミントン、卓  
球、体操その他学校長が認めた  
活動目的として、当該校に登  
録項目。ただし、体育館によつて  
30分

また、指定校以外の体育館ま  
たは、夜間照明施設がある城内  
小学校、富水小学校の運動場を  
使用する団体(スポーツ・レク  
リエーション活動目的)は、  
事前に教育委員会体育課に登録  
してください。

また、運動場の使用について  
は、教育委員会の許可がいりま  
せんので、直接学校へ申し込み  
許可を仰いでください。

その他、くわしくは教育  
委員会体育課(三三三二)  
へお問い合わせください。

## 指導者を派遣

### スポーツ振興はかる

市民スポーツの振興を図るため  
このたびはスポーツ実技指導者派遣  
制度を設けました。

この制度は、地域・グループそ  
の他の団体から指導者派遣の要請  
があった場合、指導者を派遣し、  
指導・助言をしてスポーツ活動を  
活発にしようとするもので  
す。

現在、小田原市体育連盟の各競  
技協会からの指導者の推せんを

## 昭和48年度赤十字社員増強運動 ことしの目標額 300万円



日本赤十字社  
神奈川県支部  
小田原市地区

## スポーツのご案内

| 月 日   | 行 事 名             | 時 間     | 会 場       | 主 催 団 体                   |
|-------|-------------------|---------|-----------|---------------------------|
| 5月3日  | 歩行運動8周年記念大会       | 午前8時30分 | 天守閣広場より出発 | 市教育委員会                    |
| 5月12日 | 西湖地区高校陸上競技予選会     | 午前9時より  | 城山陸上競技場   | 神奈川県高体連                   |
| 5月13日 | 子供会大会             | 午前9時より  | 城山陸上競技場   | 子供会連絡協議会                  |
| 5月13日 | 全国高校軟式庭球大会西湖地区予選会 | 午前9時より  | 城山庭球場     | 神奈川県高体連                   |
| 5月13日 | 春の婦人バレーボール大会      | 午前9時より  | 城内野球場     | 市教育委員会                    |
| 6月3日  | 春季小田原野球大会         | 午前9時より  | 城内野球場     | 小田原野球協会                   |
| 6月3日  | 小田原地区学校対抗卓球大会     | 午前9時より  | 市体育館      | 小田原卓球協会                   |
| 6月3日  | テニスを楽しむ会          | 午前9時より  | 城山庭球場     | 小田原庭球協会                   |
| 6月10日 | 小田原少年少女(中学)大会     | 午前9時より  | 城山庭球場     | 小田原庭球協会                   |
| 6月10日 | 春季小田原野球大会         | 午前9時より  | 城内野球場     | 小田原野球協会                   |
| 6月10日 | 実業団、学生対抗陸上競技大会    | 午前9時より  | 城山陸上競技場   | 日本実業団陸上競技連合<br>日本学生陸上競技連合 |

## 秩父宮賜杯 第13回 実業団・学生対抗陸上競技大会 兼 ユニバーシアード代表選手選考競技会

6月10日(日) 小田原市城山陸上競技場

午前9時入場行進開会式・午前10時競技開始・午後3時40分閉会式

競技種目 男子20種目 女子12種目 招待リレー  
入場料 前売り 高校生以上 100円 中学生 70円 小学生以下 無料  
当日売り " 150円 " 100円

前売券は、5月4日から教育委員会体育課と市内各運動具店で発売します。

主 催 日本実業団陸上競技連合 / 日本学生陸上競技連合  
後 援 日本陸上競技連盟 / 神奈川県 / 神奈川県教育委員会 / 小田原市  
小田原市教育委員会

## 「点火時期調整」は

すみしましたか

5月1日からは対策済ステッカー  
のない車は走れません

未調整車はいますぐもよりの修理  
工場で調整してください





市民会館

▲大ホール▼

12日 第23回研究定期演奏会 18時30分〜20時30分  
13日 小田原市母子大会（10時〜15時）  
16日 労働「ケメの音楽」（18時30分〜20時30分）  
18日 第5回住まいの建築展（9時〜17時）  
23日 小田原信用金庫現況報告会（10時30分〜12時30分）  
26日 門松恵子ジョイントリサイタル（18時30分〜20時30分）  
27日 小田原市連合鉄友会総会「春日八郎ショウ」（10時〜16時30分）  
31日 民音「キングス・ローアともし」（18時30分〜20時30分）

市役所の休日が改正

国民の祝日に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市役所及び各施設の休みが次のとおりになりました。

| 施設名                                           | 休みの日                                                                                   |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 市役所・支所・片浦診療所・市立病院・市立市場・市立水産市場                 | ○日曜日<br>○国民の祝日<br>○国民の祝日が月曜日にあたる場合は月曜日                                                 |
| 前羽福祉館・下中老人憩の家・中央公民館・郷土文化館・尊徳記念館・体育館・図書館・児童文化館 | ○月曜日<br>○国民の祝日<br>○国民の祝日が月曜日にあたる場合は、火曜日                                                |
| 市民会館                                          | ○月曜日<br>○国民の祝日<br>○国民の祝日が月曜日にあたる場合は、火曜日<br>○国民の祝日のうち、誕生日・勤労感謝の日及び勤労感謝の日が月曜日にあたる場合は、火曜日 |

親子で史跡

ハイキング

児童文化館では、緑のゆたかな私たちのまち小田原の史跡と自然の美しさを伝える会を開きます。多数の参加をお待ちいたしております。

日時 五月二十日（日）9時30分  
から16時まで、雨天のときは五月二十七日（日）

対象 小学校五・六年生と父兄  
定員 五十組（百名） 先着順

土の採取に規制

最近の自然保護運動の高まりの中で、自然と生活の調和した良好な生活環境を保全するため、県では昨年六月一日から土の採取規制条例によって、県内の各市町村を指定し、規制地域内での土の大量掘削・移動を伴う行為の規制を行なうことになりました。

しかし、都市化の急速な進展でほぼ県下全域にわたって民間企業などによる大規模な開発が、問い合わせください。

定員に達し次第締切り

申込受付開始 五月十二日（土）  
土・日曜全日開館、月曜休館  
申込方法 児童文化館に直接来館して申し込んでください。電話での申し込みはお取り扱いしません。参加無料。

子ども映画会

13日（日） 孫悟空、こぶとり、すなはまの動物、鳥の育ちかた  
20日（日）（雨で親子ハイキング延期の場合のみ） おやゆび姫、ものの燃える遠く、アルプスは晴だ  
27日（日）（前週雨のため親子ハイキングがこの日になった場合は映画はありません） こびとの絵の具、動物の呼吸、遺唐使

自動車文庫

3日（日） 冒険ハンスとふしぎな子猫たち、イネの成長、読むこと書くこと生きること  
会場 星崎記念館小劇場  
時間 1時30分〜4時30分  
9日（水） あしがかり荘 小田原拘置所 板橋公民館  
10日（木） 国際通り 大同毛織物  
11日（金） 小西六 柳屋ボマード

あなたの近くの川に  
魚は住んでいますか

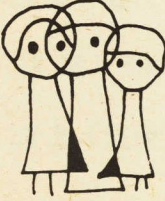
川にゴミは捨てない  
捨てさせない

5月の市民相談室ご案内

| 相談内容                  | 相談者               | と         | き                    |
|-----------------------|-------------------|-----------|----------------------|
| 一般相談（市職員）             | 毎日                | 8時30分〜17時 | （土曜日の午後と日曜日・祝日は休みです） |
| ◎市長の相談（市長）            | 7日                | 9時〜12時    |                      |
| 人権擁護相談（人権擁護委員）        | 8日                | 10時〜15時   |                      |
| 行政苦情相談（行政相談委員）        | 17日               | 10時〜15時   |                      |
| ◎法律相談（弁護士）            | 2日・9日・16日・23日・30日 | 13時〜15時   |                      |
| ◎交通事故相談（弁護士）          | 2日・9日・16日・23日・30日 | 13時〜15時   |                      |
| 高齢者職業相談（高齢者無料職業紹介所職員） | 4日・11日            | 10時〜16時   |                      |
| 心配ごと相談（民生委員）          | 7日・14日・21日・28日    | 10時〜15時   |                      |
| 登記相談（司法書士）            | 24日               | 13時〜16時   |                      |
| 市税の相談（市職員）            | 7日・15日・25日        | 執務時間中     |                      |
| 保健相談（市保健婦）            | 1日・22日            | 13時〜17時   |                      |

◎印の相談は、予約制です。

電話などで前もってご連絡ください。



市民相談室 市役所正面玄関の右側

22-1111

昭和48年5月

18日・19日・20日  
（金）（土）（日）

第5回

（小田原市民会館）

1. 2. 3階

＜3日間無料公開＞

住まいの建築展

- 住宅建築の建材、設備の展示
- 住宅建築など設計、法律相談

ご家族おそろいで  
おいで下さい。

主催・神奈川県建築士会小田原地方支部  
後援・小田原市・神奈川県建築事務所・他

火災予防シリーズ…… ⑫

「あなたは安全を逃していませんか。」

プロパンガスの販売業者は、お宅で使用しているガス設備が、安全かどうか調べなければならぬことになっています。

ボンベを交換するときには必ずガスもれの検査を受けましょう。

